

### 第36回 広域系統整備委員会議事録

日時 2018年9月26日(水) 15:00~17:00

場所 電力広域的運営推進機関 会議室 A、B、C

出席者：

<委員>

- |        |   |
|--------|---|
| 古城 誠   | 委員長(上智大学 法学部地球環境法学科 教授)                         |
| 伊藤 麻美  | 委員(日本電鍍工業(株) 代表取締役)                             |
| 大橋 弘   | 委員(東京大学大学院 経済学研究科 教授)                           |
| 加藤 政一  | 委員(東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授)                        |
| 工藤 禎子  | 委員((株)三井住友銀行 常務執行役員)                            |
| 田中 誠   | 委員(政策研究大学院大学 教授)                                |
| 大久保 昌利 | 委員(関西電力(株) 執行役員 送配電カンパニー 担任)                    |
| 大村 博之  | 委員(JXTGエネルギー(株) 執行役員 リソース&パワーカンパニー<br>電気ガス販売部長) |
| 坂梨 興   | 委員(大阪ガス(株) 理事 ガス製造・発電・エンジニアリング事業部<br>電力事業推進部長)  |
| 鍋田 和宏  | 委員(中部電力(株) 執行役員 コーポレート本部 部長)                    |
| 松島 聡   | 委員(日本風力開発(株) 常務執行役員)                            |
| 柳生田 稔  | 委員(昭和シェル石油(株) 執行役員)                             |

<オブザーバー>

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 日置 純子 | (電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室長) |
|-------|-----------------------------------|

欠席者：

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 岩船 由美子 | 委員(東京大学 生産技術研究所 特任教授) |
|--------|-----------------------|

配布資料

- 資料1 - (1) : (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて
- 資料1 - (2) : (長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について
- 資料2 : 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について

## 1-(1). (長期方針) 流通設備効率の向上に向けて

- ・事務局から資料1-(1)により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

### [主な議論]

- (伊藤委員) 今回、文献を通して既に理解したところと、実際現地に行ってより深く確認するところがあるとおっしゃっていたが、ぜひとも悪い点を確認いただきたい。おそらく海外は海外で得意そうに説明してくると思うのだが、別に悪い意味ではなく、国民性からいうとなかなか非を認めない人達もいると思うが、やはり日本とは違う文化なので、ぜひそこを深掘りして確認いただきたいと思っている。それと質問なのだが、例えば今後、海外のシステムを共有していく中で、おそらく日本の情報についてもあちらから聞かれると思うが、業界的にそういう情報は共有していいものなのか。コンペティターにはならないのか、将来的にどうなのか等、どこまで言うとか言わないというものはあるのか。
- (事務局) 今回の調査は、文献以外の調査ということなので、相当突っ込んだ内容になると考えている。運用の仕方、実態を確認するために、こちらも相当データなり運用の実態なりを示さないと、先方からもそれだけのリアクションがないと思っている。内容的には送配電事業者というよりも中立者間でのやり取りなので、それについては問題ないと思っているが、発電事業者については慎重に対応すべきと思っている。送配電部門への対応については基本的に系統利用ルールなので、そこに競争上の問題になるような話はないのではと思う。発電事業者については今回、例えば電制の単価をどのように設定しているか等を確認できれば、そういう所は非常に参考になるが、おそらく競争に関係するような情報は基本的には取り扱わないだろうと思っている。もう一つ大事なのは、情報公表との関係もあるが、要するに競争している国においてどういう情報が公表されていて、競争にどういう影響、悪影響があり、どの程度まで公開されているのか等、そういう事も併せて調べたいと考えており、できるだけ日本の参考になるようにしたいと思う。
- (大久保委員) 9ページ、予見性に関する情報提供ということで、こういうことをやっていかなければいけないということはよく理解している。資料に事例として出ているが、故障実績といったものは今までもデータを扱っており、情報提供できるのではないかと考えている。ただし、設備停止の作業の内、拡充というものは新設工事や増強工事などであり、頻度という概念のない工事なので、少なくとも頻度を出すというのは難しいのではないかと思う。また改良や修繕についても、どういう情報の出し方をするのが予見性の判断に役立つのか等、もう少し検討させていただいて進めていきたいと思っている。
- (事務局) 我々が把握している範囲では、改修よりもむしろ拡充工事での停止の方が多いと聞いている。特に電源を多くアクセスするような系統では、アクセス工事に伴う停止の頻度が多いと聞いており、どのように頻度を表せばいいのかというのは結構悩みどころではないかと思っている。そういう系統は設備の劣化などが原因ではなく、系統アクセスに伴う停止というのがこの系統には相当量あるということ、何らかの形で予見性という意味で表した方がいいと思っている。

(大久保委員) そういった意味では個別系統毎に違うので、標準的な値を出してもあまり参考にならないのではと思う。そうすると個別に具体的な出し方をしていかないといけないと思っているので、よく検討させていただく。

(古城委員長) 今の話は、情報を出すのは賛成だが、出し方の方法がこれではあまり役に立たないのではないかということか。

(大久保委員) 役に立たないという訳ではなく、予見性を判断していただくために適切な情報の出し方というのをよく考えなくてはいけないということで、反対しているわけではない。

(大橋委員) 今の話に関わることだが、予見性に関する情報はこのような形で要約して出されるのがいいのか、あるいは実績を調査されるのであれば、最初から支障のない範囲で実績をそのまま出されてもいいのではないかという感じがした。ここで書かれている何日という値が整数値なのかどうかも気になる。おそらく事業の採算性という観点では、時間単位で出せるのか、あるいは日中なのか夜なのかにより検討結果が大きく違うだろうと思われる。

(事務局) これについては悩みどころであり、実績といってもおそらく至近数年程度の実績しかなく、事業者の事業性に大きく影響を与えるのは、どちらかと言えば下側の改良工事によってかなりの長期間、停止が発生する状態である。ただこれは記載にある通り、铁塔などについてはそれこそ何十年、百年を超えるような周期もあり、実績で現れないものに対して、こんなことは聞いてないという話にもなる可能性があり、その辺りを含めて見せ方をどうすればよいかを考えている。至近では実績として出ていないものであっても、将来的には起こり得るということをお示しすることも意味があるのではと思っている。当然、実績としてわかる部分は出すということだと思っている。

(古城委員長) 今の話は、大久保委員などからもっとこういう見せ方をした方が役に立つのではという提案を受けて、改良できるということか。

(事務局) そういう意味では実績の出し方と、この頻度というのをどう合わせて出すのかということがポイントで、なかなか難しいと聞いている。

(大久保委員) 実績については相当程度幅があると思っている。それが事業者にとって役に立つのかどうか。実績を出せることは出せるが、例えば、この工事であれば平均が10日で、少ない方が2日、でも多い時は100日かかるというような実績は、出しても意味があるのかどうか。そのあたりをどう出していけばいいか、よく考える必要がある。

(佐藤理事) 事業者にしてみれば、数年に10日と聞いていたのに、何故自分の所は1年に50日も停止が発生するのか、3か月に1回あるのか等、そうになってしまうのが問題である。事業者にしてみれば、標準の値を聞いたところで「私が全て」である。そうすると、変に標準の形で示すと、聞いていたのと違うとなるのが困るということで、この問題はなかなか難しいかも知れない。「私が全て」なので、標準がいくら低い値であっても、その事業者のアクセスする系統で停止が多ければ文句になるので、おそらく解を出すのは非常に難しいと思う。

(事務局) この辺りは悩みどころで、出しなさいと言うと送配電側はやはりリスクサイドで見て、大き目の値、例えば最大値を示す。それによってこんなに止まるのかとまた誤解を与える可能性もある。こういう周期的なものは幅があるが、大きくは差がないとすればこういう示しの方が予見性的には一番いいのではないかと思っている。

(古城委員長) 今、事務局ではこのように考えているので、改良案があれば出してもらうということではないか。

(大村委員) 9ページの例えば工事改良・拡充の10年に1回などの周期について、事前にいつどういう工事があるかという情報は開示していただけないものなのか。そうするとこれから検討するにあたって、この系統ではこういう工事が予定されているということが分かり、ある程度事業者にとってエビデンスが高い情報になるのではと思う。

(事務局) おっしゃる通りである。作業計画は大型の工事については3年間分開示される。ただし、大型でなければ、まだ3年先まで決まっているものではないため、個別に問い合わせをいただくことになる。少なくとも、電源を接続する場合に、例えばその系統の鉄塔であれば、経年どれくらい経っているかなど、周期だけでは分からないところは問い合わせをいただければ答えることになると思う。そういうことで代替になるのではと思っている。

(坂梨委員) 同じ点でコメントしたい。先ほどの設備停止の話であるが、大村委員と同じで、将来の計画あるいは過去の実績、特に過去の実績であればいつ実施したかということがわかって、その工事は何年に1回くらいのものなのかという情報があれば、ある程度の予見性が立つのではないかと考えている。故障については、あまりデータがないということなので無理かどうかの問題はあるが、過去3年程度のデータというのは気にかかる。以前の委員会の資料で、N-1故障の発生頻度というのが1年あたり平均0.33回、すなわち3年に1回程度と出ていたかと思う。その3年に1回くらいしかないものについて、過去3年分しか提示されないというのは、長期の事業をやるものからすると、やや少ないのではという印象がある。もし可能であれば10年くらい出していただければと思っているが、そこはデータがどれくらいあるのかということの兼ね合いもあるがご検討いただければと思う。故障に関してもう1点、ここでは回数という観点で記載いただいているが、故障した時に1回あたりどの程度停止が続くのかというイメージが発電事業者側にはないため、どの程度続くのか、あるいは故障の理由のようなものも書いていただくことでそういうものを類推できるのであれば、そういった情報も合わせて出していただければと思う。

(工藤委員) 今の話と同じだと思うが、事例として作業日数のところに1回起こると何日というのが書いてあって、頻度のところに何年に1回というのが書いてあるが、いつ起きたかわからないと、頻度から次に作業を行うのがいつなのかを想定できなくなってしまうので、頻度だけではなく、最後に作業停止をしたのはいつなのかなど、その前過去3回くらい実際にいつ起きたのかをご提示いただくことで予見性を高めるのではと思っている。突発的に起こることもあるものなので、なかなか解はないとは思いますが、今度海外で実査されるということで、以前にも申し上げたとおり、欧米はルールも少し違うので予見性がつきやすいところもあるのかも知れないが、ぜひ発電事業者にどうやって予見性をつけてファイナンス調達されているのかということや、金融機関にどういうところで予見性を判断してファイナンスをつけたのかということもご聴取いただくと、今回情報を提示するにあたって非常に参考になるのではないかと思うのでよろしくお願いいたします。

(鍋田委員) N-1電制の先行適用を行っていくということで、増強なしで早めに連系ができるというメリットや、設備についても稼働率向上が見込めるということで非常に望ましい方向であ

り、早期にやっていくべきだと思っている。そういう中で若干細くなるが、ガイドラインの内容について少しお話させていただきたい。まず3ページ目の「はじめに」の3フレーズ目、下から6、7行目括弧書きのところについて、我々の頭の中ではまずN-1電制の適用を前提として接続する新規電源が電制対象者であるということ、それからオペレーションと機会損失費用の負担者を一致させるということを経験を前提に、今まで議論してきたと思っている。一方で細くなるが、17ページの(2)について、3行目くらいに、適用前電源、これは今回の先行適用を行う前の既存の電源であり、これに電制装置を設置するとか、最後の行にその負担は適用前電源の負担という具合に記載されている。(3)についても同じような内容の記載がある。確かに前ページの図7-2を見れば、N-1電制を前提にすると、事前潮流は大きくなっていくので、それだけ今までに比べて電線の熱が上がっているということでこれまでの考え方の短時間熱容量の中ではなかなか収まりきれない場合があるためということだと思いが、やはり今の段階であれば、この短時間熱容量の中で、例えば潮流をもう少し早めに抑制するとか、負荷を切り替える等、電源を遮断するのではなく抑制するという今の考え方の中で検討していくということが冒頭のN-1電制の先行適用の主旨に合っているのではないかと考えている。

(事務局) 先行適用の主旨としてはおっしゃる通りである。細くなるが、図7-2の話は決して先行適用者のために誰かの抑制量を増やそうとかそういうことではなく、現行こういう設備形態がありN-1電制が進むとどうしても既存電源についても今までの枠の中では収まらないということが出てくる。少なくとも現行のルール範囲では既存で抑制していた電源というのは、約款において給電指令に基づいて抑制されているというものであって、もう少し抑制のスピードを速めればいいのであれば、増強するのではなく、今まで指令で出していたものを装置で遮断する方法があるという主旨で記載させていただいた。決して新規電源を繋げるために、新規電源の抑制する量を既存電源でカバーしようということではなく、元々給電指令で行っていた抑制を装置に切り替えることも考慮した方がいいのではないかと考えている。先行適用の中に書いているのでわかりづらくなっているが、先行適用が始まりN-1電制が増えると既存の系統でこういうことが起きるといったイメージは持っていた。そうすると既存のルールの中では給電指令というもので抑制されていた電源について、現行のルールは抑制された方が負担するというルールがあると紹介させていただいたが、身代わりで電制しているようにも読めるし、一方的にルールだから装置をつけなさいというふうに見えるのもおっしゃる通りで、誤解を招く表現になっていると考える。ただ、既存の電源に対しては、従来の短時間の中ではこういうことは起きると考えているが、新規電源は負担するというのもおかしな話であって、従来やっていた枠の中の話だと思っている。実際には、抑制の量は今も給電指令で無限にやっているわけではなく必要最小限の量を、指令を出してやっており、量が変わる場合も個別に協議しているので、表現として一般送配電事業者と発電事業者の間で、現在の契約に基づいて協議して決定するといった表現に修正をさせていただきたい。ただ主旨としては先ほど申し上げたようなことであり、決して先行適用の電制電源を優遇するためにやっているのではなく、あくまで既存でやって

いた事業者に指令を出していたものを抑制装置でやっってはどうかという主旨で記載させていただいたということである。

(鍋田委員) 今、おっしゃられた内容と一緒に思うが、7ページに費用負担の考え方があって、案1ということで赤色のN-1電制相当分は新規電源、グレーの元々抑制をやっていた部分、いわゆる1回線運用容量ギリギリまでの抑制分については既存が持つべきである。この考え方に基づいて先行適用がされていく、そういうことが必要ではないか、ということである。

(事務局) 少し複雑なところなので念のため補足させていただく。今現在抑制で対応している電源を電制するとなると、電源を丸ごと遮断することになるため抑制量そのものが増えるのではないかとご主旨だと思うが、それはおっしゃる通りである。おそらくそれは既存の契約、つまり今回のガイドラインができる前にすでに一般送配電事業者との契約の中でやっているものについては、その既存の契約の内容によると考えられる。先ほど回答させていただいた通り、あくまでも既存の電源に対する抑制方法を機械化するにあたっては、既存の契約との関係も含めて、協議を前提として調整するという対応で対応させていただきたい。ガイドラインの表記についてもそういう主旨に修正させていただく。

(大久保委員) 只今の件、私も懸念というか、今は約款上できる範囲でやりましょうというスタンスなのだが、果たしてそれが約款の範囲なのかどうかということも、法的に大丈夫なのかという確認がおそらく必要ではないかと思っているので、そのあたりもTSOの立場として、広域機関等も含めて協議させていただきたいと思っている。

(田中委員) 11ページのところで供給信頼度への影響についての項目があるが、N-1電制を導入していき供給信頼度への影響をチェックしていくということで、これは事前にチェックしていくというよりは実態を見て現実どの程度供給信頼度が変わっているかを見ていくという意味合いなのか。それはそれで重要だと思うが、ある程度個別の系統を見ればどれぐらい供給信頼度に影響を与えるかというのは机上でも事前に計算できるのではないかと思う。個別系統をピックアップすれば対象の電源がわかり、どれぐらい停止するかわかる。故障頻度についてもあまり実績はないということだが、ある程度数字があると確率的なこともわかる。そうすると、個別の系統、シナリオになると思うが、想定するところを取っていけばどれぐらい信頼度に影響を与えるかはある程度定量的にわかるような気がする。実態も見ていくのだが、机上でも事前に計算できる。特に本格適用となるとかなり範囲が広がるのでその影響が供給信頼度にどのくらいあるのか、それを予測的に評価していくという方法もあってもいいかと思う。簡単に計算できないとは思いますが、実態だけ見るのではなくて、ある程度机上で影響を予測して本格適用に向けて何らかの準備をしておくことはできるのではないか。

(事務局) この件について、N-1電制というのは送電線故障時に電源を止めることになるので、当初から信頼度が落ちるという話を申し上げていた。当然その電制量の上限についてもこの場でご議論いただいた上で決めた経緯があるが、先ほど田中先生がおっしゃった、実際にどの程度の影響なのかというのは、事務局でも試算しており、送電線の大体の故障率から、12ページにあるような火力の計画外停止率2.5%を用いて、若干大きめに試算をしても小数点以下の0.5のコンマ5が変わるか変わらないかぐらいの影響というところは確認している。よって先行適用の間、当面電制が広がるという範囲においては信頼度に大きな影響が及ぶ

ようなことにはならないということはある程度試算している。本格適用までには、事故実績と電制の採用実績などの傾向も見ながら、もう少し定量的に示せるようにしていきたいと思っている。

(加藤委員) 先ほどの話に関して、供給信頼度というのは、基本的に需要側へ必要とする電力を供給できるかどうかというところだと思っている。今回の N-1 電制で電源を遮断することになるが、それによって直接的に負荷を遮断するというわけではない。そういう意味からすると供給信頼度に影響は及ばないと思っている。現状、OLR 等は実際に電源を遮断するが、その結果、負荷を遮断していくということはまずない。そういうことを考えると、供給信頼度への影響を考慮する必要があるかどうかというのは、実際はないというか、むしろ供給信頼度に影響を及ぼすような N-1 電制にすべきではないと考えた方がよいのではと思うが、いかがか。

(事務局) 12 ページで記載しているのは、LOLP ベースで確率論的にやっている信頼度である。これは一定の電源であればその計画は停止率というのを与えてランダムに演算している。例えばそれが N-1 故障だけであればいいが、このシミュレーションの中では多重的に事故が起こることも当然考えている。計画外停止率 2.5% の確率でかつ需要変動と供給力側のリスクが同時に起こる等そういう場合に停電が起こるわけで、それが一定確率内に収まるように適正予備力を設定するというのが実態である。電制によって例えば計画外停止率が上がるということになれば、当然それが同時に起こるリスクについてもこのシミュレーションの中では確率論的に見ているので、シミュレーション結果が例えば今 0.3 日の停電を許容しているというレベルにどの程度影響を及ぼすかそういう話になると思っている。

(古城委員長) いろいろご意見いただいたが、N-1 電制先行適用については大きな反対意見はなかったと思うので事務局の提案通り 10 月 1 日より実施ということで進めていただくようお願いしたい。

(事務局) 本日多くのご意見をいただいた。10 月 1 日より実施ということを示させていただくが、ガイドラインについては、先ほどの一部の協議をベースとして行うというところの修正等をさせていただく。予見性のところについても、いろいろなご意見をいただいたが、これが整わないと始められないということになると問題があるので、10 月 1 日からは適用を始めさせていただき、一般送配電事業者とも協議させていただいた上で充実させていくという方向でご了承いただければと思っている。

(古城委員長) そうすると、2 点について今後補充する条件で 10 月 1 日より先行適用を実施することによってよろしくようお願いしたい。

## 1-(2). (長期方針) 効率的なアクセス業務の在り方について

- ・事務局から資料 1-(2) により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(松島委員) 14ページの一括検討の「同順位にして進める」というのは非常に迅速に進むということで興味深いですが、募集容量より3倍も5倍も応募が来てしまった場合、超過容量分の負担というふうに見るのか。それともそこまでは想定していないと考えられているのか。

(事務局) 当然、想定している量より応募容量が多ければ増容量を検討してカバーするということになる。空容量があった場合には、今までの募集プロセスであれば、14ページにあるとおり入札金額の高かった人から空容量に入れていくというやり方をしていたが、今回は空容量を公平に分けるというところが違いである。確かに応募容量が大きくなって何らかのどうしても負担が可能でない場合には選別していく、というよりか落としていくという形はいずれにしても発生するやり方になる。例えば25ページのE社について、現行の募集プロセスのルールに従い空容量に優先するものから順に入れていく場合は、先行するD社が辞退して抜けた場合には後の順位のE社が増強費用を全部負担しなければならないといったことが非連続に起きてしまうことで、辞退を誘発するといったケースが多く発生した。その改善策ということで今回順位をつけないやり方を考えたものである。

(松島委員) 具体的に質問すると、東北エリアでの募集プロセスで280万kWの募集に対して1,500万kWを超える応募があったというようなことが起こってしまったのだが、そうなってしまった場合はまた違う考え方でやるということか。

(事務局) 東北のように、想定している量より応募容量が非常に多くなった場合の対処というのは当然深く検討していく必要があると思っている。東北のような大規模な募集プロセスであっても、入札対象外設備において辞退者が発生した場合の費用負担増加という問題については、今回の同順位扱いとする改善策は効果がある対処だと思っている。

(工藤委員) 今回の一括検討に切り替えることで、期間が短くなり、検討開始からプロセス完了までの期間が1年程度に短縮されるということは意義のある改善だと考えている。一方でもう少し丁寧な検討が必要な部分もあると思っており、例えば、今回入札対象工事以外の工事費用も一括按分にするということで、事業者毎にどの程度の不公平感が出るのか出ないのか、2020年のルール変更を目指すのであればその前後に現行の方式で完了したい事業者や、新たな方式を適用してほしい事業者など、ケースごとに考えながら丁寧に移行していく必要があると思う。またデポジット制の導入要否など、今ある問題について9ページ、10ページに丁寧に対応を書かれているが、確かに辞退者の未然防止を目的としたデポジット制の導入というのは効果があると思う。ただし、入札であれば自分の出しているお金に対してこれぐらいの感覚なら事業を進めるという意思表示ができるのでデポジット制というのもありだと思うが、入札ではなくなると、一括按分するわけなので負担がいくらになるのかわからないのにデポジットを置かなければならないということになる中、どの程度のデポジットにするのか、その合理性をどう考えるのか等、いくらになるのかわからないものに、自分でいくらお金を置かなければならないということはどう成立させたらいいのか、私自身もまだ整理がついていないところであり、もう少し検討が必要ではないかと思う。課題出しばかりとなり恐縮ではあるが、ご検討いただきたい。

(事務局) 冒頭に伺った移行期の対応について、これは慎重な対応が必要と思っており留意したい。デポジットの件については、12 ページの一番左下にある①において、デポジットを入れていただく前に、いかにうまく情報公開をするかによると思っている。実際の細かなフローについては現在検討中だが、デポジットを求める前に接続検討というか一旦どのくらいの費用になるかというのをお見せした上でデポジットを求める形になる。極端に置きにくくなるという形にはしないつもりであり、今後詳細検討する中で留意したいと思う。

(工藤委員) 例えば幅という形でもよいので、大体これぐらいになりそうだとかを示しながら検討いただければと思う。

(田中委員) 容量按分方式にすることについてのメリットをいくつか示していただいているが、例えば 13 ページで、入札をやめるということで、これは一長一短あると思う。もしやめれば確かに入札の時間を短縮できるということで時間の点ではメリットがあるが、一方いろんなデメリットもあるかもしれないということに気をつけなければいけないと思う。なお、他のメリットとしては、入札対象工事以外の工事で辞退者が出た場合は費用負担の再計算を行うが、今までは残った人の中で入札によって決定された優先順位をもとに再算定するため、25 ページの右側の図のように順位の低い人に偏って負担が増えてしまう可能性があり、そうすると新たな辞退者を誘発して、再度計算が必要になってしまい時間もかかるというデメリットがあったが、これを容量按分すると容量負担増加の偏りを減らせるだろうということで辞退者を減らすことにつながるというメリットがあると思う。ただし、14 ページのところで再計算の迅速化が図れるという話があったが、これでどれほど迅速されるかがよくわからない。入札方式で再計算するときは優先順位を考慮するというひと手間があるが、ひと手間をやって残りは容量按分という計算をしている。今度提案される容量按分の方法の場合、優先順位は考えないが、結局は空いているところと空いていないところの配分も考慮した上で容量按分する。よって結構これはこれで計算をしていると思うので、今回案によって再計算が劇的に迅速化されるのかというのは少し疑問点ではある。一長一短について丁寧に考えていただきたいと思う。

(坂梨委員) 同じく 13 ページ、14 ページの点について。今までの入札方式、要するに事業者によって支払いに傾斜があった時には、考え方によっては負担能力の高い人が負担能力の低い人の分を一部支払うことで全体のプロセスが成立しやすいという要素も幾分かあったのではないかと思っている。今回の同順位での案、単価としては同額負担ということになると、負担能力のある人は余裕があるが、評価としてはみな一律にされることになる。言い換えれば、負担能力のない人にとっては、一律にされると厳しいということになり、結果的に、負担能力のない人の離脱がこれまでより進むことが懸念される。実際にそういうことが起きているのか確かではないが、最悪の場合は辞退の連鎖を引き起こす原因にならないか心配である。このような懸念は、現行の募集プロセスも同じで、おそらく個別の事情でいろいろなことが起きていると思うが、こういう新しい案を提案いただく時に、例えば、実際の募集プロセスに当てはめてみて、今まで成立しなかったものが成立しうる事例があるとか、実際に募集プロセスに参加されている事業者に、こういった内容が実際にう

まく機能しそうなのかというようなアンケート等の結果も加えていただくなど、丁寧な議論を今後もしていただきたいと思う。

(事務局) 入札方式のメリット、デメリットについていろいろとご指摘いただいた。これは実は機関内でも検討しているが、例えば入札で順位をつけてたくさん払える人がいるから募集プロセスが成立した、もしくは容量負担などで成立しなかったといったケースが本当にどれだけあるのかということだと思う。この共同負担という仕組みでうまく募集プロセスが成立したというケースは、実はそれほど数は多くなく、この場でご議論いただいている N-1 電制や想定潮流合理化などを並行してやっていたので、そういった成果が出始めて、逆に言えば、それでできた空容量に入ってきて成立したというケースの方が実は多い。この共同負担という仕組みで本当にうまく負担金をみなさんで払ってということでも成立するケースはそれほど多くないと思っている。そのプロセスに対してものすごく期間をかけていることが大きな問題だと思っており、むしろそこをもう少し速く回していくという方が事業者さまにとってメリットが大きいというか、ダメなところはダメだという答えがすぐ出るということだと思ひ、現在の検討はそういう観点で考えている。したがって今回は方向性みの議論で、ある程度そのケースステディというか、我々の経験則のようなものは出せていないが、そのあたりはこれから議論をしていく中で併せてお示ししていきたいと思っている。

(古城委員長) 今日の検討でスピードアップしたいというのはよくわかったが、これはまだ提案の段階で、固まっているというわけではないのか。方向性としてやっていきたいということか。

(事務局) 今日はまだ決定する場ではなく、大きな方向性としてこういうことを中心に検討していきたいということであり、詳細は今後出していきたいと思っている。

(柳生田委員) 時間がかかっているひとつの要因として事業確度が高い人から低い人までを一度に集めて、揃った瞬間に 1 から 10 までプロセスを進めようとするから結構時間がかかっているのではと思う。事業者にとってわかりやすいのは上限がここまで負担できるよということで、一番想像できないのは接続の負担金である。そこは割と明確に出るのではないかとと思うと、それをあらかじめ聞いておいて一次スクリーニング的に大体この位の費用がかかって、負担を大きく飛び出している人、中に入っている人を見極めて一時スクリーニングで切って、これでもまだ続けますかというプロセスを 1 回入れることで、もう少し 1 から 10 までのプロセスをやらずに済まないかと思っている。

(事務局) それは事務局も全く同じ考えを持っており、そのような仕組みを入れたいと思っている。最初に一旦検討した結果で、この場では負担可能上限額という言い方をしているが、それを申請していただく。逆に言うと、そこで採算性が乗らないという方はいったん終わっていただくということだと思う。実は負担可能上限額を入れていただく仕組みは、今の電源接続案件募集プロセスでも導入しており、ある程度早期解決の効果があることが見えてきているので、その仕組みは新しいこのプロセスの中でも導入したいと思っている。ご指摘については、事務局も全く同じ意見である。

(古城委員長) それでは他に質問、ご意見ないので事務局から最後にまとめをお願いしたい。

(事務局) 前回から議論の期間が開いたため、内容を思い出すまでに時間がかかったかと思うが、大きく今の個別検討でやっている接続検討と電源接続案件募集プロセスとセットでより良い方向を目指していきたいと思っている。今日は一番大きな論点になり得る方向性のところだけなので、今後詳細な論点についてやっていきたいと思っている。今後ともぜひともご協力の程よろしくお願ひしたい。

## 2. 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について (報告)

- ・事務局から資料2により説明を行った。
- ・主な議論は以下のとおり。

### [主な議論]

(寺島理事) この件につきまして、私の方から一言補足をさせていただきたいと思う。この資料をご覧いただくと、スライド2ページのところでは広域機関の送配電等業務指針第33条に基づき、いろいろな指標で連系線の計画策定プロセス開始の対象となるものがあるかないかを見ている。その点は、これまでの議論や、計画策定プロセスが進捗しているものもあるので、それを踏まえて色々検討し、ここでは2ページの2つ目のポツにあるように、新たな計画策定プロセスの対象となる連系線はない、とまとめているが、これについてはあくまで事務局側が指針第33条に基づいて検討した結果として、今日ここで四半期報告させていただいているものである。一方で、今月の9月6日の北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に伴い、ご存知の通り当機関において先週金曜日9月21日に第1回の検証委員会を開催したところである。その委員会の中では、当然のことながら北海道本州間連系設備のパフォーマンスというものが議論され、検証の対象になっているところもあり、さらにその委員会の中では、今後の論点として超稀頻度事故に備えた設備の運用、設備形成のあり方というのも論点対象となっているところである。そういう意味で、ここでは北海道本州間連系設備については、現在の新北本設備の増強が既に進んでいる中で、この指標から考えると一旦終了ということになっており、他の線路についてもこういう形で整備されているところだが、今回の稀頻度事故に対する設備形成の考え方ということの議論が今後どういう形で行われるかわからない。まずは、その前に広域機関の検証がまず進められた上であるが、それも踏まえて国も含めて色々な形での議論があるかとは思いますが、その中ではこの指針第33条とはまた違う形での展開が起き得るかもしれないということだけは、この場でお話させて頂きたいと思う。

## 3. 閉会

(古城委員長) これにて、本日の議事はすべて終了となったので、第36回広域系統整備委員会を閉会する。ありがとうございました。